

				第一項に				同条第一項に
前条第十二項				第一項				次条第一項
				第五項後段				同条第三項後段
前条第十三項				第一項又は				次条第一項又は
				第一項】とあるのは				同条第一項】とあるのは
前条第十七項				第一項】と、				次条第一項】と、
				次条第一項の				次条第一項の
第一項の				同項、				同項、同条第三項及び第八項並びに
ついては				ついては、				ついては、同条第三項中「の特定振替機関等」とあるのは「の特定受託者」と、同条第八項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適

前条第十七項の表	前条第十七項の表	第一項 第一項の項	次条第一項 次条第一項の項	「格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか
同条第十七項の規定により読み替えら	の特定振替機関等	当該特定振替機関等	当該特定振替機関等（ 前条第十七項）	
第四項の項	の特定受託者	受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	受託者をいい、 前条第十七項	
前条第十七項の表	の特定振替機関等を経由し、又は同項の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項	の特定振替機関等を経由し、又は同項の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項	の特定振替機関等を経由し、又は同項の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項	同条第九項において準用する同法第五

第六項の項

れた同条第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二

条の二第十七項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定により読み替えられた同法第五条の三第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二

特定振替機関等）」と、「当該特定振替機関等）」と、第八条の二第一項

特定振替機関等）」と、第八条の二第一項

一項

同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、「当該

託者）」と、第八条の二第一項

第五条の三第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 国税庁長官は、前項第八号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいざれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第八号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二 その者が第八項に規定する通知を行うこと又は第九項において準用する前条第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

6 国税庁長官は、第四項第八号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

7 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理

機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

8 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子等の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

第六条第一項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第一項」に改め、同条第二項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第四項」に改め、同条第六項中「規

定は、適用しない」を「規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十一一条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する】に改め、同条第八項中「第十項及び」を削り、同条第十項第二号中「については、前項」を「が前項」に改め、「その者による」を削り、「の提出がある場合又は」を「を提出している場合」に、「当該民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合」を「非課税適用申告書を提出したものとみなされる場合を含む。」及び第三条の三第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等（以下この号において「公共法人等」という。）が国内における同条第一項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（当該公共法人等による同条第六項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）に、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれイ又はロに定める金額に係る」を「当該民間国外債の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第十一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替える」を「第六項中「第六条第六項後段」とあるのは「第六条第十一項において準用する同条第六項後段」と読み替える】に改める。

第八条第一項中「（平成十年法律第百五号）」を削り、「この条、次条、第九条の四及び第三十七条の

十五」を「この章」に改め、「（所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同項第一号中「でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの」を削り、同項第三号中「（貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託）」を「（貸付信託）」に、「当該貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の」を「その」に改め、同項第四号中「でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの」を削り、同条第二項中「及び第五項」を削り、同条第三項中「。第五項において同じ」を削り、同条第四項中「第一項第一号、第三号又は第四号」を「第一項第三号」に改め、「利子、」及び「又は剩余金の配当」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項第一号、第三号又は第四号」を「第一項第三号」に改め、「規定する」の下に「委託した期間又は記名式であつた期間若しくは」を加え、「又は委託した期間若しくは記名式であつた期間」を削り、同項を同条第五項とする。

第八条の二第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同項各号を次のように改める。

一 公社債等運用投資信託（その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定

する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

二 特定目的信託（その信託契約の締結時において資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者（第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第四号において「原委託者」という。）が有する社債的受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の社債的受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

第八条の二第三項及び第四項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、同条第五項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第八条の三第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四

条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「除く。」又は「を「除く。」若しくは」に、「の収益の分配」を「又は社債的受益権の収益の分配又は剩余金の配当」に改め、同条第三項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第八条の四の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「受けるべき所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法」を加え、「及び前条第一項」を「前条第一項」に、「配当等を」を「配当等その他政令で定めるものを」に改め、「おいて、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同法第二十二条」を「利子所得及び配当所得については、同法第二十二条」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」

を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の」を「第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は」に、「受けるもの」を「受ける配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剩余金の配当

五 第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の四第二項中「居住者又は」を「前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に、「前項」を「同項」

に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の課税」を「配当所得等の課税」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第四項中「に係る配当等及び」を「及び」に改め、「確定した日」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、同条第五項中「支払つた」の下に「利子等及び」を加える。

第八条の五の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法」の下に「第二十三条规定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法」を加え、「に係る配当等その他」を「その他」に、「配当所得の金額の」を「配当所得等の金額の」に改め、「計算上当該」の下に「利子等に係る利子所得の金額又は」を加え、「及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項）を「の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項）に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「内国法人」を「国若しくは地方公共団体又はその他の内国法人（第六号において「内国法人等」といいう。）」に改め、「掲げる」の下に「利子等又は」を加え、同項第三号中「公社債投資信託以外の証券投

「資信託」を「投資信託」に改め、「公募」、「をいう。」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

五 内国法人から支払を受ける特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剩余金の配当

六 内国法人等から支払を受ける第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の五第二項中「平成二十一年」を「平成二十八年」に改め、「該当する」の下に「利子所得の金額並びに」を加え、同条第四項中「掲げる」の下に「利子等又は」を、「受けるべき」の下に「利子等の額又は」を加え、同条第五項中「掲げる」の下に「利子等又は」を加える。

第九条の二第一項中「（所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当をいう。）」を削り、「（同項」を「（所得税法第二十四条第一項」に改める。

第九条の三中「平成十五年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「前条第一項及び第二項並びに次条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の二第二項

第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、「個人」の下に「（次条第一項において「大口株主等」という。）」を加え、同条第二号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託」を「次に掲げる投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同号に次のように加える。

イ 公社債投資信託以外の証券投資信託

ロ 証券投資信託以外の投資信託（公募公社債等運用投資信託を除く。）

第九条の三第三号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき」を削り、同条に次の一号を加える。

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剩余金の配当

第九条の三の一第一項中「平成二十二年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「次に掲げる」の下に「利子等（同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）又は」を加え、「百分の二十」を「百分の十五（第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする

内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十）」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第二十七条の十一第二項第一号」に、「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（）、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剩余金の配当

五 第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第九条の三の二第四項中「配当等の額」を「利子等の額又は配当等の額」に改める。

第九条の四の一第一項中「金融商品取引所」の下に「（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）」を、「の規定」の下に「並びに第八条の三第二項及び第三項の規定」を加え、同項第一号中「次条第一項」を「第九条の三第二号」に改める。

第九条の七第一項中「の取得」の下に「（相続税法又は第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）」を加え、「相続税法」を「同法」に改め、同条第二項中

「（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）」を「及び第三十七条の十一第二項」に、「第三十七条の十第三項」を「これらの規定」に改める。

第九条の八中「に同号」を「に開設した同号」に、「（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日」を「に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に、「当該非課税口座」を「当該非課税管理勘定」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、同条第二号中「に係る配当等」を削る。

第十条第八項第三号中「又は大学と」を「大学その他の者と」に、「又は大学に」を「大学又は第四十二条の四第十二条第五号に規定する中小企業者に」に改める。

第十条の二第一項中「平成二十二年から平成二十四年まで」を「平成二十六年又は平成二十七年」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「前三項」を「前項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第八項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とする。

第十条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「場合を除く。第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、「（以下この項において「普通償却額」という。）」及び「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号口中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの」に改め、同号に次のように加える。

二 エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第十条の二の二第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に

応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「及び第二項」を「第二項、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項及び第六項又は第三項の規定は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第十条の二の二第五項の次に次の二項を加える。

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項及び次項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項又は第六項」と、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」とあるのは「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」とする。

第十条の三第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第三項中「その製作の後事業う。」でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」「を」を「い

の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に改める。

第十条の五第一項中「において、当該個人が」を「で、かつ、」に、「ときは、当該」を「場合には、当該個人の当該」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同項ただし書中「税額控除限度額が、」の下に「当該個人の」を加え、同項第一号中「適用年及び」を「当該適用年及び」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「における雇用者」の下に「（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号イからハまでの規定中「当該個人の」を削り、同条第二項第一号中「除く」の下に「次号において同じ」を加え、同項第六号中「適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額に、当該給与等の支給額」を「個人の給与等の支給額のうち前号の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るもの）を除く。以下この号において「適用年前年分における給与等の支給額」という。）に、当該適用年前年分における給与等の支給額」に改め、「計算した金額」の下に「（当該適用年の前年の十二月三十一日にお

ける雇用者の数が零である場合には、当該適用年前年分における給与等の支給額)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、「同じ。」の下に「のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額(当該適用年十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るもの)を除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第二号中「当該適用年」を「適用年」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「雇用者の数を」を「雇用者(当該適用年十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第七号において同じ。)の数を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 高年齢雇用者 個人の使用人のうち高年齢継続被保険者(雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。)に該当するものをいう。

第十条の五第四項中「前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額」を「個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の五の二 青色申告書を提出する個人の平成二十六年又は平成二十七年の各年（平成二十六年又は平成二十七年に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び第三項において「適用年」という。）において当該個人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二条号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。以下この項及び第三項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び第三項において「生産等資産」という。）で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額が、当該個人がその有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定（この項及び次項の規定を除く。）により、必要経費として計算した金額をいう。第三項において同じ。）を超えるかつ、当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（同項において「比較取

得資産総額」という。) の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該個人が当該取得等をした生産等資産のうち機械及び装置(取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。) を当該適用年において国内にある当該個人の事業の用(貸付けの用を除く。) に供したときは、当該適用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。) 以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該機械等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要

経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

- 3 青色申告書を提出する個人の適用年において当該個人が取得等をした生産等資産で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額が、当該個人がその有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額を超える、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該個人が当該適用年において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の当該適用年における税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。
- 4 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の二第三項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除）」とする。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第

一項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するもの（以下この条において「特定中小企業者」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小企業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合

計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該経営改善設備を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該特定中小企業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 特定中小企業者が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指

定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年における税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の一十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項の規定は、特定中小企業者が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、経営改善設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明

細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の三第三項及び第四項（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五の四 青色申告書を提出する個人が、平成二十六年から平成二十八年までの各年（第十条の五の規定の適用を受ける年及び事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該個人の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該個人の

その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が第十条第四項に規定する中小企業者である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

- 一 当該雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。
- 二 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内雇用者 個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。
- 二 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。
- 三 雇用者給与等支給額 前項の規定の適用を受けようとする年（以下この項において「適用年」といいう。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額